

議案第 96 号

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

施設及び付属設備の使用料の一部を見直し、利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和51年勝山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p><b>勝山市</b>体育施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、市民のスポーツ、体育振興及び健康増進を図るために、<b>勝山市体育施設(以下「体育施設」という。)</b>を設置する。</p> <p>(使用料)</p> <p>第12条 第5条及び第6条の2の規定により許可を受けた者は、<b>別表</b>に定める使用料を使用許可の際納付しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは使用後に納付することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>_____体育施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、市民のスポーツ、体育振興及び健康増進を図るために、<b>体育施設</b>_____を設置する。</p> <p>(使用料)</p> <p>第12条 第5条及び第6条の2の規定により許可を受けた者は、<b>別表第1</b>に定める使用料を使用許可の際納付しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは使用後に納付することができる。</p> <p><b>2 体育施設を中学生以下小人が使用する場合は、使用料を2分の1とする。ただし、勝山市体育館「ジオアリーナ」のトレーニングルーム、空調設備、付属備品及び勝山市営温水プールの使用料を除</b></p>

(新設)

(新設)

(新設)

## 2 (略)

(特別使用料)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず使用者が入場料を徴収し、若しくは営利事業、宣伝その他これに類する目的のために使用する場  
合については、市長がその都度特別の条件を付して、特別の使用料を徴収することができる。

別表 (第12条関係)

く。

3 学生が複数人で勝山市内に宿泊し、体育施設を使用する場合には、市民が使用する場合と同額とする。

4 体育施設の使用申請に1時間未満の時間がある場合は、次に掲げる区分の使用料とする。

(1) 使用時間が30分以下のとき。1時間当たり使用料の2分の1

(2) 使用時間が30分を超え1時間未満のとき。1時間当たりの使用料

5 体育施設の使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て次に掲げる区分に従って使用料を納付しなければならない。

(1) 使用時間が30分以下のとき。1時間当たり使用料の2分の1

(2) 使用時間が30分を超え1時間未満のとき。1時間当たりの使用料

## 6 (略)

(特別使用料)

第13条 \_\_\_\_\_ 使用者が入場料を徴収し、若しくは営利事業、宣伝その他これに類する目的のために使用する場  
合については、前条の使用料に別表第2に定める加算割合を乗じて得た額とする。ただし、空調設備、基本使用料（物品販売等）及び付属備品の使用料は除く。

別表第1(第12条関係)

その1 基本使用料(屋内体育施設)

(単位 円)

施設名	使用区分	使用料(1時間当たり)			
		平日		土、日、祝日	
		午前9時～午後7時	午後7時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分	
勝山市B &G海洋 センター	競技 場・武道 場	全面	400	800	<b>800</b>
		半面	200	400	<b>400</b>
		1面(バ ドミン トン)	100	200	<b>200</b>
	ミーテ ィング ルーム	個人及 び団体	100	100	<b>100</b>
	弓道場	市民以 外が使 用する 場合(個	310円/回	610円/回	<b>610円/回</b>

その1 基本使用料(屋内体育施設)

(単位 円)

施設名	使用区分	使用料(1時間当たり)						
		利用者						
		市民が使用す る場合		市民と市民以 外の者が混合 して使用する 場合		市民以外の者 が使用する場 合		
平日午 前9時 ～午後 7時	左記以 外の時 間帯	平日午 前9時 ～午後 7時	左記以 外の時 間帯	平日午 前9時 ～午後 7時	左記以 外の時 間帯			
勝山市B &G海洋 センター	競技 場・武道 場	全面	400	800	<b>800</b>	<b>1,600</b>	<b>1,200</b>	<b>2,400</b>
		半面	200	400	<b>400</b>	<b>800</b>	<b>600</b>	<b>1,200</b>
		1面(バ ドミン トン)	100	200	<b>200</b>	<b>400</b>	<b>300</b>	<b>600</b>
	ミーテ ィング ルーム	全面	100	100	<b>200</b>	<b>200</b>	<b>300</b>	<b>300</b>
	弓道場	個人1回 (2時間)	無料	無料			<b>310</b>	<b>610</b>

		人)					
		大会等の専用使用__	200	410	<b>410</b>		
	屋内多目的広場	個人及び団体	150	310	<b>310</b>		
勝山市 体育館 「ジオアリーナ」	競技場	全面	1,800	3,720	<b>3,720</b>		
		半面	900	1,860	<b>1,860</b>		
		3分の1面	600	1,240	<b>1,240</b>		
		バドミントンコート1面	150	310	<b>310</b>		
	多目的室	個人及び団体	200	400	<b>400</b>		
研修室	個人及び団体	200	200	<b>200</b>			
会議室1	個人及	100	100	<b>100</b>			

		大会等の専用使用(全面)	200	410	<b>400</b>	<b>820</b>	<b>600</b>	<b>1,230</b>
	屋内多目的広場	全面	150	310	<b>300</b>	<b>620</b>	<b>450</b>	<b>930</b>
勝山市 体育館 「ジオアリーナ」	競技場	全面	1,800	3,720	<b>3,600</b>	<b>7,440</b>	<b>5,400</b>	<b>11,160</b>
		半面	900	1,860	<b>1,800</b>	<b>3,720</b>	<b>2,700</b>	<b>5,580</b>
		3分の1面	600	1,240	<b>1,200</b>	<b>2,480</b>	<b>1,800</b>	<b>3,720</b>
		バドミントンコート1面	150	310	<b>300</b>	<b>620</b>	<b>450</b>	<b>930</b>
	多目的室	全面	200	400	<b>400</b>	<b>800</b>	<b>600</b>	<b>1,200</b>
	半面	<b>100</b>	<b>200</b>	<b>200</b>	<b>400</b>	<b>300</b>	<b>600</b>	
研修室	全面	200	200	<b>400</b>	<b>400</b>	<b>600</b>	<b>600</b>	
会議室1	全面	100	100	<b>200</b>	<b>200</b>	<b>300</b>	<b>300</b>	

	<b>び団体</b>			
会議室2	<b>個人及 び団体</b>	100	100	<b>100</b>
トレー ニング ルーム	個人1回 (2時間)	150	310	<b>310</b>
	個人定期利用	<p>1年間につき 一般10,190円(中学生・高校生2,040円)  半年間につき 一般5,600円(中学生・高校生1,120円)  1箇月間につき 一般1,020円  ただし、中学生・高校生の定期利用券での使用は、平日の午前9時～午後7時の利用とする。</p>		
空調設	アリー	1,730	1,730	1,730

	<b>全面</b>						
会議室2	<b>全面</b>	100	100	<b>200</b>	<b>200</b>	<b>300</b>	<b>300</b>
トレー ニング ルーム	個人1回 (2時間)	150	310			<b>450</b>	<b>930</b>
	個人定期利用	<p>1年間につき 一般10,190円(中学生・高校生2,040円)  半年間につき 一般5,600円(中学生・高校生1,120円)  1箇月間につき 一般1,020円  ただし、中学生・高校生の定期利用券での使用は、平日の午前9時～午後7時の利用とする。</p>		<p><b>1年間につき 一般30,570円(中学生・高校生6,120円)</b>  <b>半年間につき 一般16,800円(中学生・高校生3,360円)</b>  <b>1箇月間につき 一般3,060円</b>  <b>ただし、中学生・高校生の定期利用券での使用は、平日の午前9時～午後7時の利用とする。</b></p>			
空調設	アリー						1,730

	備	ナ1階					
		アリーナ2階観覧席	1,730	1,730	1,730		
		多目的室	150	150	150		
		研修室	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>		
		会議室1	50	50	50		
		会議室2	50	50	50		
		トレーニングルーム	1回当たり使用料に50円を追加	1回当たり使用料に50円を追加	1回当たり使用料に50円を追加		
		勝山市 林業者 健康トレーニングセンター	競技場	全面	200	400	<u>400</u>
				半面	100	200	<u>200</u>
			談話室	<b>個人及び団体</b>	50	50	<u>50</u>

備考

	備	ナ1階								
		アリーナ2階観覧席					1,730			
		多目的室(全面)					150			
		多目的室(半面)					<u>80</u>			
		研修室					<u>100</u>			
		会議室1					50			
		会議室2					50			
		トレーニングルーム	1回当たり使用料に50円を追加							
		勝山市 林業者 健康トレーニングセンター	競技場	全面	200	400	<u>400</u>	<u>800</u>	<u>600</u>	<u>1,200</u>
				半面	100	200	<u>200</u>	<u>400</u>	<u>300</u>	<u>600</u>
	談話室	全面	50	50	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>150</u>	<u>150</u>		

(削る)

1 中学生以下小人が使用する場合は、勝山市体育館「ジオアリーナ」のトレーニングルーム及び空調設備の使用料を除いて上記使用料の2分の1とする。

(削る)

2 市民以外の者が使用する場合は、空調設備の使用料を除いて上記使用料の3倍額とする。また、市民と市民以外の者が混合して使用する場合は、空調設備の使用料を除いて上記使用料の2倍額とする。

(削る)

3 学生が複数人で勝山市内に宿泊し、当該体育施設を使用する場合には、市民が使用する場合と同額とする。

(削る)

4 使用時間が1時間未満の場合は、次に掲げる区分に従って使用料を納付しなければならない。

(削る)

5 体育施設で使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て使用料を納付しなければならない。

(削る)

その2 基本使用料(屋外体育施設)

その2 基本使用料(屋外体育施設)

(単位 円)

(単位 円)

施設名	使用区分	使用料(1時間当たり)	
		午前9時～午後7時	午後7時～午後9時30分
長山公園グラウンド	市民以外の者が使用する場合	1,530	1,530

施設名	使用区分	使用料(1時間当たり)	
		使用者	
		市民と市民以外の者が混合して使用する場合	市民以外の者が使用する場合
勝山市庭球場	1面	310	610



弁天緑地グラウンド(野球場)	市民以外の者が使用する場合	1,530	
弁天緑地グラウンド(サッカー場)	市民以外の者が使用する場合	1,530	1,530
あさひ公園多目的広場	市民以外の者が使用する場合	1,530	
庭球場(1面当たり)	市民以外の者が使用する場合	610	610

備考

**1 市民と市民以外の者が混合して使用する場合は、上記使用料の2分の1とする。**

**2 学生が複数人で勝山市内に宿泊し、当該体育施設を使用する場合には、市民が使用する場合と同額とする。**

その3 基本使用料(物品販売等)

(略)

その4 附属設備の使用料

(単位 円)

勝山市長山公園グラウンド	全面	770	1,530
	半面	390	770
弁天緑地グラウンド(野球場)	全面	770	1,530
弁天緑地グラウンド(サッカー場)	全面	770	1,530
あさひ公園多目的広場	全面	770	1,530

(削る)

(削る)

(削る)

その3 基本使用料(物品販売等)

(略)

その4 附属設備の使用料

(単位 円)

施設名	附属設備	使用区分	使用時間	使用料		超過料金
勝山市長山公園グラウンド	照明施設	市民が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1回照明点灯	3,140	照明の点灯超過時間が30分未満のと
		市民以外の者が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1回照明点灯	9,420	きは、使用料の4分の1増。30分以上1時間
		市民が市民以外の者と混合使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1回照明点灯	6,280	未満の場合は4分の2増とする。
勝山市庭球場	照明施設	市民が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1コート照明点灯	630	照明の点灯超過時間が30分未満のと
		市民以外	午後7時	使用時間	1,890	きは、使用

施設名	附属設備	使用区分	使用料(1時間当たり)		
			使用者		
			市民が使用する場合	市民と市民以外の者が混合して使用する場合	市民以外の者が使用する場合
勝山市庭球場	照明施設	1面	250	500	750
勝山市長山公園グラウンド	照明施設	全面	1,260	2,520	3,780
		半面	630	1,260	1,890
弁天緑地グラウンド(サッカー場)	照明施設	全面	250	500	750

		の者が使用する場合	から午後9時30分まで	帯、1コート照明点灯		料の3分の1増とする。
		市民が市民以外者と混合使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1コート照明点灯	1,260	
弁天緑地グラウンド(サッカー場)	照明施設	市民が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯1コート照明点灯	630	照明の点灯超過時間が30分未満のと
		市民以外の者が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯1コート照明点灯	1,890	きは、使用料の3分の1増とする。
		市民が市民以外者と混合使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯1コート照明点灯	1,260	

備考

1 中学生以下小人が使用する場合は、上記使用料の2分の1とする。

2 学生が複数人で勝山市内に宿泊し、当該体育施設を使用する場合には、市民が使用する場合と同額とする。

3 使用時間帯については、季節、天候によって変動することがある。

その5 附属備品の使用料

(略)

その6 勝山市営温水プール使用料

(略)

(新設)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

その5 附属備品の使用料

(略)

その6 勝山市営温水プール使用料

(略)

**別表第2 (第13条関係)**

使用者	加算割合
市民が使用する場合	1.5倍
市民と市民以外の者が混合して使用する場合	2倍
市民以外の者が使用する場合	2倍

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。